

広島県告示第六百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	介護予防を行うサービス事業所	指定年月日
<p>名 称 社会福祉法人 楽友会</p> <p>主たる事務所の所在地 広島市安佐南区川内一丁目二番二九号</p>	<p>名 称 特別養護老人ホーム川内の里</p> <p>所在地 広島市安佐南区川内一丁目二番二九号</p>	<p>平成一九年五月一日</p>
<p>社会福祉法人 アイジイエル 学園福祉会</p> <p>広島市安佐南区上安六丁目三一番一 号</p>	<p>シヨートステ イアルペン ローゼ</p> <p>広島市安佐南区上安六丁目二七番一 二―一二号</p>	<p>平成一九年五月一日</p>